

こどもクラブに関する制度改正等への意見募集結果報告

募集方法及び結果は下記の通りです。

1. 募集期間 平成 26 年 7 月 24（木）～ 平成 26 年 8 月 22 日（金）
2. 提出方法 メール（1 件）、FAX（1 件）、手紙（1 件）
3. 意見件数 3 件（3 人）
4. 意見の要旨と市の考え方

No.	意見の要旨	市の考え方
1	<p>長期休業中の預かり時間を 7 時から 19 時まで、また、平日の預かり時間を 19 時まで拡大して欲しい。</p> <p>そうすれば、パート勤務からフルタイム勤務に変更し働けるため、収入が増し、家計が安定する。</p> <p>祖父母も就労や内孫の世話で送迎の依頼が厳しい状況なので、祖父母に送迎を依頼する事なく父母で送迎が可能となる。</p>	<p>平成 27 年度からの預かり終了時間につきましては、保護者の方の勤務の実態等やニーズを考慮し、長期休業中を含め、平日も土曜日も 19 時まで拡大するよう検討しております。</p> <p>一方、預かり開始時間につきましては、こどもクラブの位置が学区内であり、児童のみの徒歩での登所が可能であり、保護者の方の送迎を必ずしも必要としないことから、土曜日も含め 8 時からとするよう検討しております。</p>
2	<p>月額利用料を 3,000 円から 4,000 円に増額して欲しくない。未だ景気が良いとは思えない中での値上げは、家計に負担を与える。今回値上げをすると、他の利用料も値上げになるのではないかと不安になる。</p> <p>どうしても値上げをするならば、1,000 円増額の積算根拠の説明と、他の利用料に影響のないことを約束してほしい。値上げは簡単だが、値上げまでの市の努力を示してほしい。</p> <p>また、延長利用料については、利用者の受益者負担の考え方からやむを得ないと思うが、子どもを 19 時まで預かるということは、小学校で推奨されている就寝時間までに寝ることが出来なくなり、子どもの健康上、遅すぎる。</p> <p>子ども・子育て新制度にかかる財源が国より降りてくる中、今回の値上げは便乗値上げとしてしか思えない。値上げの根拠をしっかりと明示して欲しい。市民の同意がない中での値上げは今までのやり方と何ら変わらない。</p>	<p>こどもクラブの利用料については、国が示す基本的な考え方が事業経費の 1/2 を保護者負担とするところであり、その考え方で積算しますと、月額 7,000 円を越える金額となることです。</p> <p>しかしながら、本市においては、保護者負担の軽減を図るため、事業経費から国・県の補助金を除いた金額の 1/2 を保護者負担とすることとし、4,000 円とさせていただきたいと考えております。</p> <p>また、今回の利用料変更については、6 年生までの年齢拡大や定員数の変更に伴うものであり、クラブ数も大幅に増加することからご理解をいただきたいと思います。</p> <p>次に、利用時間の延長につきましては、利用者ニーズ調査の結果、30%を超える方々が 6 時以降の利用を希望されたことから、19 時までの延長を検討してきたところです。</p> <p>基本的な利用時間については、これまで同様 18 時までとなりますが、保護者の方の勤務の都合上、特段のご希望があれば 19 時まで利用できる態勢を整え、その利用については、ご家庭の事情で保護者の方々に選択していただけるようにするものです。</p>

鍵っ子解消対策として誕生したこどもクラブが、小学校高学年まで対象となったことに啞然とする。利用する保護者にとっては安心できる施設だが、子ども達は学校と合せて約10時間の集団生活を強いられる。この現状は見落としてはならない。

学区内に最低1箇所、小学校内または小学校敷地内に新たに設置することが必要と考える。

小学校敷地外へ設置するならば、民間の空き住宅や空き工場等の借用も検討も必要。

指導員の確保については、子育てを終えた専業主婦や熟年層に手伝いを依頼し、学校や家庭では十分に培えない社会性を身につけさせてはどうか。

「受入数値目標」を設定するからには、設定論拠を説明することが求められる。人口推移の予測、他市の状況、10年、20年後の本市の財政見通しの予測、こどもクラブ運営経費の支出割合など、市民が納得する論拠が提示できるとよい。

長期休業中は、自宅での生活も必要であり、保護者への啓蒙活動も必要である。

「子育て支援」というサービス概念で、本来親が担うべき仕事を行政に押し付けてしまう現状が助長されていくように感じられる。

こどもクラブは、本来地域全体で子どもを教育していく社会教育施設のひとつであり、無料であるべき。親の申請意思が確認できれば、子どもの自由意思で利用できる施設であることが望ましい。

こどもクラブは、共働き家庭を支援する施設ではなく、子どもの地域教育の施設でなければならないと考える。

こどもクラブは「鍵っ子」であることを原則とし、入所審査の際に、家族構成や同居家族の収入も精査し、入所後、保護者の状況が変わっていれば、入所を取り消すことも必要。

施設ごとの定員を〇名程度などと曖昧にすることなく、明確に提示することが重要。待機児童についても市民に説明できるようわかりやすく説明が必要。

学校の空き教室等の有効活用は、今後一層強く求められていく。学校施設使用にあたっては、教育機能と可能な限り分離させることを原則としながらも、施設の共用にあたっての規定を明示し、運営していく必要がある。そのためのセキュリティ確保と適正な管理が求められる。

学校施設内の活動エリアを広げれば活動内容は広がるが、管理対応で新たな課題が生じる。また、学校の放課後活動と重複するため、学校施設管理者とこどもクラブ運営責任者との円満な協議が、各学校単位で必要となる。

今回の改正は、こどもクラブにおける学童保育の質を向上させるため、クラブ毎の適正な定員数の設定や、指導員の人数及び資格の充実を図ったものです。

また、多様化する保護者の勤務形態に応じられるよう預かり時間を延長し、保護者への就労支援をはじめとする子育て支援の一助としてまいりたいと考えております。

こどもクラブ施設については、学校施設の活用を優先としながらも、学校施設の利用が困難な地区においては、できる限り学校に近い場所に設置してまいります。

また、学校施設利用に際には、学校での教育活動の妨げとならないよう、学校側と連携し、こどもクラブ活動を行ってまいります。

今後とも、こどもクラブにおいては、異学年交流や集団生活、さらには地域の方々とのふれあいの場等を通して、子ども達が社会性を身につけ、健全な育成を図る場となるよう、運営してまいりたいと考えております。

	<p>今回の制度改正を機に、子どもの収容増にだけ傾注されることなく、多様な子育て支援を工夫され、改革案を策定されることを期待する。</p>	
4	<p>開館時間について、長期休業中の開館はせめて7時30分からであればと希望します。子が夏休みだからといって、親の勤務時間が変動するわけではありません。開館まで一人で待たせていて、事故がないか心配です。</p>	<p>預かり開始時間につきましては、こどもクラブの位置が学区内であり、児童のみの徒歩での登所が可能であり、保護者の方の送迎を必ずしも必要としないことから、土曜日も含め8時からとするよう検討しております。</p>